

奨励金全般

Q 申請書の受付時期と終了時期はいつですか。

A 令和5年4月24日から令和6年2月29日までが受付期間です。

※予算額に達し次第、受付は終了（先着順）します。

Q どのような補助要件がありますか。

A 以下の要件にいずれにも該当することが必要です。

- ・自らが居住する市内の住宅等に設置していること。
- ・未使用のものを購入していること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・要綱に定める暴力団員等でないこと。
- ・過去に同一システムに係る奨励金を受けていないこと。

※補助対象設備ごとに個別の補助要件がありますので、確認してください。

Q 契約書が連名（2人以上）の場合、契約者全員を申請者とする必要がありますか。

A 契約者が連名の場合は、契約者のうち一名でも申請者となり得ます。ただし、他の提出書類（領収書や保証書の宛名）と一致するようにしてください。また、市税の完納証明書は、契約者のうち補助金申請者の一名分のみで差支えありません。

Q 施設の更新（既設を撤去し、更新する場合）は補助対象となりますか。

A 過去に同一システムの奨励金を受けていなければ、更新でも補助対象として申請可能です。ただし、施設の一部を修繕する場合は、補助対象とはなりません。

Q 太陽光発電システムとコージェネレーションシステムなど、異なるシステムの奨励金をそれぞれ申請して、補助を受けることはできますか。

A 過去に同一システムの奨励金を受けていなければ、複数システムに対し、補助を受けることができます。

Q 領収書が出ない場合はどうしたらよいですか。

A 住宅ローン支払いやクレジットカード決済のために領収書が発行されない場合は、領収書の代わりとして、代金を受領したことが分かる書類（支払証明書など。書式は任意。ただし社印つきのもの）を請負業者に作成を依頼し、添付してください。

Q 領収書には、どのような内容を記載する必要がありますか。

A 日付、施主の氏名、業者の氏名、住所、社印、代金の金額、設置場所の住所、領収内容（〇〇設置工事代金のため、〇〇設置工事代金を含むなど）を記載してください。

また、他の費用と合算されている場合は、但し書き等で対象システムに関する経費が含まれている旨を記載してください。

領収書の例

領収書		No.111
東近江 太郎 御中		発行日 令和〇年〇月〇日
金額 ￥1,760,000—（税込）		
但 〇〇設置工事費として 上記正に領収いたしました。		
設置場所 東近江市八日市緑町〇〇番地		
収入印紙	内訳	〇〇エネルギー株式会社 代表取締役 東近江 花子 印 〒527-8527
	税抜金額	¥1,600,000 — 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
	消費税等	¥160,000 — 0748-24-1234

Q 郵送での申請はできますか。

A できません。先着順での受付となるため、窓口（東近江市環境部森と水政策課）のみで受け付けます。また、各支所での受け付けはできません。

Q 申請書類が揃っていない場合や不備があった場合に、準備できた分の書類は預かってもらえますか。

A お預かりできません。書類が全て揃った段階で申請してください。

Q 申請書を提出する際に、保証書などの一部の書類を発行するのに時間を要する場合、全ての書類が整っていなくても書類は預かってもらえますか。

A お預かりできません。書類が全て揃った段階で申請してください。

Q 国や県の補助金と併用はできますか。

A 国や県が禁止していなければ併用可能です。国や県の補助金については、直接、国や県にお問い合わせください。

Q 事業所などは補助対象になりますか。

A 補助対象とはなりません。

ただし、個人事業主などで補助対象設備を設置した住宅に居住し、そこで事業を営んでいる場合は、補助対象となります。

Q PPA（電力購入契約）やリースによる場合でも申請できますか。

A 申請者が自ら経費を負担し、所有するものに対して、補助金を交付することとしています。そのため、PPA やリースによる場合は補助対象外となります。

Q 太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池などの中古品も補助対象として申請できますか。

A 本補助事業の対象となる設備は、新品に限ります。中古品などは、補助対象とはなりません。

Q ハウスメーカーのキャンペーンなどにより、設置に要した費用が 0 円になる場合、補助対象となりますか。

A 補助対象とはなりません。

Q 申請書類を返却してもらえますか。

A 不備がなく、受付済みの申請書類の返却はできません。控えが必要な場合には、提出する書類のコピーを取り、控えとして保管してください。

Q 令和 5 年 3 月 31 日以前に設置工事を完了した場合は、補助対象となりますか。

A 補助対象とはなりません。

Q 設置工事を実施する前に申請が必要ですか。また、設置工事の完了前に申請することはできますか。

A 設置工事を実施する前に申請は必要ありません。また、設置工事の完了前に申請することはできません。設置工事完了後に必要書類を整えた上で申請書を提出してください。

太陽光発電システムについて

Q 市内業者とは具体的にどのような業者ですか。

A 市内業者とは、市内に本社を構える事業者又は本社は市外で、市内に営業所（事業所）を構える事業者です。

Q 市外業者と契約しましたが、施工業者が下請けの市内業者である場合は補助対象となりますか。

A 補助対象となります。

蓄電システムについて

Q 太陽光発電とセットで設置する必要がありますか。

A 太陽光発電とセットで設置する必要はなく、個別設置（太陽光発電のみ又は蓄電池のみを設置するパターン）でも補助対象となります。

Q メーカー型番とはどこから引用するのですか。

A 一般社団法人環境共創イニシアチブ（略称：SII）のHPに登録されている型番を記載してください。

一般社団法人環境共創イニシアチブのURL：<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

Q 電力系統への発電設備の連携に関する申込等の写し【シンセツくん（蓄電池）】とはどのような資料ですか。

A 蓄電池を設置した電気事業者が電力系統への発電設備の連携を行う際に必要となる書類です。蓄電池を設置した電気事業者が電力系統への発電設備の連携を行う際に必要となる書類です。蓄電池を設置した電気事業者が電力系統への発電設備の連携を行う際に必要となる書類です。

また、シンセツくんであっても、申込種別（太陽光の新設、太陽光の容量変更など）の間違いが散見されるため、申込種別が蓄電池であることを確認してください。

【シンセツくんの見本】

関西電力株式会社 宛

シンセツくん

電力供給契約申込書 兼 系統連系申込書 (低圧)

■ 同意事項

再生可能エネルギー発電設備にて発電した電力の買取を希望されたお客さま

1. 以下の内容を了承のうえ、貴社に対し、電力系統への再生可能エネルギー発電設備の連系ならびに電力の買取（買取終了）を申し込みます。

- 「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）
- 「電気設備の技術基準の解釈」
- 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」
- 「送配電等実施指針」
- 「系統連系技術要件（送配電設備等）」
- 「再生可能エネルギー発電設備からの電力供給契約書（以下「契約書」という。）
- 「系統アクセス検討に関する通知」
- 「個人情報の取扱い」
- その他、監督官庁、業界団体または貴社が定める系統連系に係る業務の取扱いや技術要件に関する規定等

2. 以下のいずれかに該当する場合、本申込みを貴社が承諾しないこと、および本申込みが撤回されることに同意します。また、本申込みに基づく貴社との契約が既に成立している場合であっても当然に契約が解除されるとともに、これに係る本申込みについても撤回されることに同意します。

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第9条第3項に基づき経済産業大臣から受けた認定（以下「認定」という。）の効力が失われた場合
- 貴社が契約書に基づき算定した工事費負担金を貴社の定める支払期日までに支払わない場合
- 「発給開始期日」を経過してなお、私が発給開始しない場合

ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除く

- 再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると貴社が判断した場合
- 特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定（再エネ特措法第10条第1項に定める認定および第9条第2項に定める届け出を含まず）を取得しない場合

3. 本申込みに関して、以下のことも、併せて同意します。

- 本申込みを撤回した際に、本申込みの内容の検討等に要した費用を貴社に支払うこと
- 本申込みに基づく貴社との契約により受給開始した日から当該契約の廃止の日前日までを除く期間において発生した電力を貴社が無償で受電すること
- 電気供給契約に係る電気使用申込書の提出がなされるまでは、本申込みを貴社が受け付けたとしても、再エネ特措法第9条第2項第5号の通知に係る契約の申込みの内容を失効しないとして貴社が取扱うこと

なお、自動電圧調整機能（AVR）に関して、以下の内容を了承のうえ申し込みます。

- 太陽光発電の発電出力が増加すると、太陽光発電設備を連系されるお客さまの電圧が上昇し、電線路の電圧も上昇します。このため、周辺のお客さまの電圧が上がり過ぎないように、太陽光発電設備には電圧上昇値を設定し管理・調整する機能（自動電圧調整機能（AVR））が組み込まれています。
- 太陽光発電設備を連系されるお客さまの電圧が上限値に達すると、自動電圧調整機能（AVR）が動作し太陽光発電の出力を抑制して電圧を調整し、これにより、一時的に販売電力量（受給電力量）が減少することがあります。
- 自動電圧調整機能（AVR）は、電力会社の系統電圧の継続的な変動によっても一時的に動作する場合がありますが、これは太陽光発電設備の正常な動作であり、系統電圧の異常や、機器の故障ではありません。
- 自動電圧調整機能（AVR）の整定値（電圧上限値）を高く設定する場合、太陽光発電設備の運転状態などにより宅内電圧が設定値まで上昇し、宅内の負荷機器に影響が生じる可能性があります。

【契約基本情報】

系統連系発電種別 蓄電池（EV含む）

再エネ特措法に基づく買取契約がない発電設備

申込内容 蓄電池（EV含む）

発電設備設置場所住所（営業場所住所） 字 町番 丁目番

二契約名称 方字 町番 丁目番

お電話番号 電話番号 携帯番号

営業区分 営業者に該当しない 営業者に該当する

契約書送付先住所 発電設備設置場所住所へ送付する

引込先 供給申込番号 右記番号

供給前申込種別 申込書名 申込（予定）日 年 月 日

②【再生可能エネルギー発電設備情報】

発電設備出力	kW		製造者	型式
発電機1	公称最大出力	kW	製造者	型式
発電機2	公称最大出力	kW	製造者	型式
発電機3	公称最大出力	kW	製造者	型式
発電機4	公称最大出力	kW	製造者	型式
発電機5	公称最大出力	kW	製造者	型式

コージェネレーションシステムについて

Q コージェネレーションシステムとはどのようなシステムですか？

A 都市ガス、LP ガスから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるシステムのうち、次に掲げる事項を全て満たすシステムです。

ア 発電ユニットの発電効率及び熱回収効率の総合エネルギー効率（以下「総合効率」という。）が低位発熱量基準で 80 パーセント以上であること。

イ 停電時において系統電力から自立して発電を継続することができる機能を付加していること。

Q エコキュートは補助対象となりますか。

A コージェネレーションシステムの補助対象とはなりません。

Q エネファームは補助対象となりますか。

A コージェネレーションシステムの補助対象となります。

太陽熱温水器について

Q エコキュートに太陽熱を加えた温水給湯機は補助対象となりますか。

A 太陽熱温水器の補助対象となります。